

■ 第7回港湾施設の立入禁止区域の指定に係る検討会

日時：平成21年9月16日（水） 午前10時～正午

場所：大阪WTCビル40階 大阪市港湾局 第40-5・6会議室

出席者（敬称略）

委員：野呂 充
小谷 寛子
中野 正子
來田 仁成
加藤 邦生

会議次第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 港湾施設の立入禁止区域の指定について
 - (2) 検討会報告書（案）について
- 3 閉会

会議の概要

○ 港湾施設の立入禁止区域の指定について

- ・ 立入禁止区域に指定する施設の一部について、來田委員より再検討の要請があり、改めて各委員で議論をした。

<來田委員>

- ・ この前の報告からさらに、いくつか提案をさせていただきたい。みなさんに時間をとらせて恐縮ではあるが、多少釣り人側からの異論が寄せられたので、順番に説明する。
- ・ 図面番号5番の常吉防波堤について、この場所は淀川の河口にあたり、春の早い時期からクロダイ、スズキが回遊してくる。また、西風にも強い場所である。
- ・ 今までは渡船で渡っていた場所だが、防波堤の内側に関しては確かにヨットハーバーの施設ではあるが、外向きであれば釣りが可能なのではないかと思うので、なんとかお願いしたい。
- ・ 図面番号12-1の舞島西護岸について、写真のようにテトラポッドが並んでいる場所ではあるが、釣り人的感覚でいうと、テトラポッドの大きさが比較的小さく、きちんと順序どおりにも並んでいるため、足場はかなり良い。それに構造上もよく釣れる場所であり、なんとか釣りができるように配慮できないか。
- ・ 図面番号30番の夢洲の護岸について、現在工事が続いているが、工事が無い土曜、日曜、

祝日だけでも渡船で渡らせてもらえないか。

- ・ 図面番号 33 番と 35 番の新島の護岸について、将来的には大阪の釣りのメインポイントになる場所なので、立入禁止の条例化がされる前になにかしら釣り人に希望をもてるよう配慮できないか。
- ・ 以上の点について、検討会で再度ご議論いただきたい。

<野呂委員長>

- ・ まず、5 番の常吉防波堤についてご意見を頂戴したい。

<小谷委員>

- ・ 5 番の常吉防波堤については、参考資料のヨットハーバー条例及び規則を確認すると、ヨットハーバーの水域内だけが釣り禁止と読み取れる。
- ・ 外向きであれば水域内にはならないので条例で立入禁止に指定するほどではないという解釈できる。
- ・ しかし、実際は振り向くだけで内向きでも外向きでも釣りができる。当然内向きは禁止という表示は必要だが、そのルールを遵守できるかどうかの問題である。
- ・ そのため、トライアル的な扱いで開放してみて、今後ルール違反が多く発生し、ヨットハーバーの機能に支障が生じた場合は再度見直すということでもいいのではないか。

<野呂委員長>

- ・ 当初の案では、どうしても内向きに釣りをする人がでてくる可能性があるということで立入禁止に指定するとしていたが、來田委員の指摘もあり、釣り人からの要望も強いことからいったん外向きの釣りは認め、しばらく様子を見るということで私も賛成する。

<加藤委員>

- ・ 私も小谷委員の意見にほぼ賛成する。しかし、外向きでもヨットが出入りするのに支障がないのかどうか検証が必要と考える。支障がなければ釣りの許可はできると考える。

<野呂委員長>

- ・ それでは 5 番の常吉防波堤については、トライアル的に外向きの釣りは禁止にしない方向で取りまとめをさせていただきたい。
- ・ 次に 12-1 の舞洲西護岸についてはどうか。

<小谷委員>

- ・ 12-1 の舞洲西護岸については、立入禁止区域の指定の考え方として、万一の転落事故に備えた安全対策が物理的に困難な場所になるので立入禁止にせざるを得ないと思う。
- ・ 仮に渡船で来る釣り人だけに限定したとしても、陸続きでも入れるため、ハード面の安全対策のフォローが難しい状況では、立入禁止の解除は難しいと考える。

<加藤委員>

- ・ この場所は写真で見るとあまり傾斜もなく、よっぽどでないと思えないだろう。これなら渡船だけなら可能ではないか。そのため陸側からはフェンスを乗り越えられないようきっちりしないとイケない。

<中野委員>

- ・ 安全対策だけはきっちりお願いしたい。

<小谷委員>

- ・ 渡船を利用して釣りをしている人が陸側から見えてしまうと、陸側からもどうにかして釣りに行こうとする人がでてくる。
- ・ やはり場所的な安全管理の難しさがここにはある。

<來田委員>

- ・ 釣り人の勝手を言うと、春先の3月、4月は他の場所がまったく釣れなくてもここだけは釣れる。
- ・ 大阪市が港湾の管理について大きな一歩を踏み出していただき、大変嬉しく思うが、この状況が全国に広がっていった場合に、テトラポッドは駄目だということになることが悩ましい。
- ・ 渡船業者の3月、4月の営業の痛手にもなる。
- ・ 写真では見えないが手前にきちんと金網の柵はある。しかし簡単に破れるので陸側からの侵入を防ぐのは難しい。
- ・ 類似した釣り場である新島を許可いただけたら、12-1の舞洲西護岸についてはあきらめがつく。
- ・ 舞洲地区ではこれから釣り場として認めてもらえる場所がかなりある。

<野呂委員長>

- ・ 渡船利用の釣り人だけならともかく、陸側からも入ってくるとチェックが難しい。
- ・ 新島とあわせて判断するというのは別途検討になる。

- ・ 安全性の問題と陸側からの侵入の問題について、事務局の意見を聞きたい。

<港湾局 高橋防災管理担当課長>

- ・ 現地を管理する立場からの意見として、まずフェンスの問題については、現状乗り越えて釣りをしている人がいるのは事実である。
- ・ 渡船利用の釣り人は、渡船事業者側でソフト面の安全対策をとることになっているが、陸側からの釣り人が混在するとわからなくなる。
- ・ 安全対策の問題については、この間の議論での救命浮環、梯子の設置は、垂直護岸を想定している。現地を見た方はわかると思うが、釣り人にとってはどうってことがない場所でも、一般の人にとってテトラポッド[®]の足場は良くない、というのが私どもの認識である。
- ・ 落ちたときに怪我をすることが想定される。その対策が大きな課題であると考えている。

<野呂委員長>

- ・ もう少し柔軟に考えてもいいのではという意見もあるが、24時間フェンスを監視することも現実できないことから、陸側の釣り人が混在するのは避けられない。また安全対策についても難しいという意見もある。やはり慎重に考えざるを得ない。

<加藤委員>

- ・ 陸側から釣り人が入れないよう立入禁止と表示したフェンスをきちんとすれば問題ないのではないか。海側と陸側とで完全に分けてしまえばよい。予算的にフェンスが作れなければ話は別だが。

<港湾局 松井環境整備担当課長>

- ・ 物理的に頑丈なフェンスを作ることは可能である。
- ・ 渡船利用では釣りが許可できて、陸側からは駄目という理屈が難しい。

<野呂委員長>

- ・ 本来港湾施設というのは、港湾の役割をもったものであり、これを一部の事業者の方が営業のために独占的に使用するといったことは、港湾施設の管理のあり方としては説明しにくい問題がある。

<來田委員>

- ・ 私もそこが悩ましく、開放するなら全部の釣り人に開放して欲しい。そして安全設備も作れるなら作って欲しい。

- ・ 物理的に陸からも行ける場所で、渡船事業者だけ許可をするというのは、他の釣り人への裏切り行為になるのではないかと思う。
- ・ 頑丈な柵を設置して、陸から来る釣り人を立入禁止にして、渡船利用だけの釣り場にして欲しいというのは私の釣り人としての精神姿勢の上でできかねる。
- ・ ただ、安全設備を工夫のうえ取り付けることが可能になれば、再度考慮いただきたい。我々釣り人からも知恵をだすし協力もする。
- ・ 答申がまとまらないと先に進めない。黙認のまま過ごしていいわけでもない。全国的にもこの結果を待望し、注目している。
- ・ 答申の中に曖昧なことは含むことはできないが、この場所については、暫定的な形で立入禁止とし、方法はこれから考えるという認識のもとで進めていただきたい。

<野呂委員長>

- ・ 釣りを許可するのであれば、陸側からも認めざるを得ない。しかし安全対策が煮詰まっていない現状である。
- ・ 安全対策については、今後の検討によって、将来見直しの可能性も残すが、当面は立入禁止に指定しないのは難しいということになる。

<小谷委員>

- ・ 効率的な救命対策が具体的にとれないということが根本的なことなので、陸側からの一般の釣り客への安全対策が講じられるのであればまた変わってくる。
- ・ 現状では残念ながら難しい。

<來田委員>

- ・ 渡船利用で釣りがしたいと言っているのは私の釣り仲間達である。柵を越えて入ってくるのは釣り仲間ではない。どちらをとるかとなると非常に辛い。
- ・ しかし、これからの港湾の管理に関する考え方を確立していきたいということから、仲間達には涙を吞んでいただくしかない。

<野呂委員長>

- ・ 現状では解決されない問題がある以上、12-1の舞洲西護岸は立入禁止の解除は難しいということでもとめさせていただく。
- ・ 次に30番の夢洲F護岸について、工事を行っていない休日だけ開放して欲しいということだが、埋立工事を行っている港湾管理者の見解を聞きたい。

<港湾局 松井環境整備担当課長>

- ・ 夢洲 F 護岸については、埋立工事をしている場所の隣、コンテナターミナルが既に供用開始し、その背後の道路も供用開始している。
- ・ 道路沿いにフェンスをして工事現場に入れないようにしているが、フェンス越しに護岸部分が良く見える。
- ・ 渡船利用者だけなら休日限定の徹底をすることも可能だが、陸側からの釣り人も認めてしまうと休日限定の徹底が難しくなる。
- ・ それと、陸側からのアプローチが比較的容易にできそうな場所で、渡船利用者に限定するのは難しいという問題もある。

- ・ また、土・日でも工事車両の出入りがないわけではなく、8月実績で1日3台から33台、平均すると1日15台ぐらいは工事車両の出入りがある。
- ・ このような理由で、土・日に限定しての開放は難しいと考える。

<來田委員>

- ・ この30番の夢洲 F 護岸は将来的には緑地になっていくのか。まだはっきりしていなくても、将来的に市民が釣りができる場所として考慮いただければ、工事期間中の混乱はさけるべき。
- ・ 実際現場に行くと、橋のもとに一本道があるが、そこさえ止めてしまえば一般の車は入れない。真ん中を通っている道路の両側にはきちんと柵がしているため、路肩に車を止めるのも難しい。なにはともあれ釣り人はルールを守るというサンプルになる。
- ・ ただし、できるだけ早く緑地化していくという方向性を示して欲しい。
- ・ 条例上可能かどうかわからないが、南からの波とうねりが来たときに、渡船で渡すことができるのがこの場所しかない。そういう緊急的なときに考えていただく方法はないか。

<港湾局 松井環境整備担当課長>

- ・ 緊急的に波やうねりが来た場合というのは、天候が悪いということであるから、その状態で渡船で渡って釣りをすることについて、今回いろいろルールを決める中で、そこまで可能とするのは危険だと考える。
- ・ 緑地になるかどうかははっきりしていないが、いずれにしても工事が終われば立入禁止にしている条件がなくなるので、その際には再度検討する。

<小谷委員>

- ・ 緊急避難的なことは違法性阻却事由なので、基本は30番については立入禁止にし、まさに

緊急避難的な事態になれば仕方がないが、あらかじめ決めておくことではない。

<中野委員>

- ・ 私は一市民であり、釣りのことはよくわからないが、立入禁止区域には入らないように決まりを守って楽しく釣りをしてもらいたい。

<野呂委員長>

- ・ その他意見がなければ、30番の夢洲F護岸については原案どおり立入禁止としてまとめさせていただきたい。
- ・ 続いて33番と35番の新島の護岸について、渡船事業者が監視員を配置し、廃棄物処分場への侵入を防止し、埋立工事に支障がでないようにすることで釣りを認めて欲しいとの意見が渡船事業者側からあった。
- ・ この埋立地の管理運営を大阪湾フェニックスセンターが行っており、そちらの考えを尊重する必要があるため、事前に事務局に確認してもらっている。

<港湾局 松井環境整備担当課長>

- ・ 当該廃棄物埋立護岸においては、大阪市だけでなく近畿2府4県175市町村の廃棄物を処分するフェニックス事業によって整備された護岸である。
- ・ 埋立期間中は175市町村の委託を受けて大阪湾フェニックスセンターが管理している。
- ・ フェニックスセンターに今回の要望内容を伝え、見解を確認したところ、回答として、環境省の省令により、埋立処分場の周囲にはみだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができる囲いを設けることが明記されている。これに代わるものとして渡船事業者が監視員を常置するという利用者側の自主的な管理に委ねることは、施設管理者として責任を果たしたということにならないため、立ち入りを認めることはできない、という見解をいただいた。

<來田委員>

- ・ 舞洲のテトラポッドが立入禁止であれば、新島を開放して欲しいというのが釣り人の希望である。渡船事業者も景気が悪いなか苦しい立場になる。なんとか大阪港の釣りを活性化したい意向もある。
- ・ 管理責任がフェニックスにあるので、これ以上大阪市からフェニックスに強要いただくわけにもいかない。
- ・ いったん答申はこのままでまとめて、新島の開放については別途、フェニックスに釣り人

の意向を伝えて説得していくという方向で、今回は切り離して考えるのが一番いい方法であり、釣り人の熱意と希望でもって175市町村を説得してまわるのが筋である。

- ・ この条例をまとめるという意味では次の課題として、そして方向性がでてきた時には大阪市として協力できる部分は協力いただきたい。

<野呂委員長>

- ・ 大阪市以外の市町村が絡んでいるので、この検討会での判断の域を超えることになる。
- ・ したがって、管理運営者である大阪湾フェニックスセンターの考えを尊重し、原案どおり立入禁止としてとりまとめさせていただく。
- ・ 他に意見がなければ、ただいま確認したとおり、「港湾施設の立入禁止区域の指定（案）」については、常吉防波堤の一部は立入禁止区域から除外し、その他渡船事業者から要望のあった場所については原案どおり立入禁止にするということでまとめさせていただくことにする。

<來田委員>

- ・ この条例に含まれていない緑地の多目的利用について、詳細な計画や優先順位を釣り人側に情報としていただけたらありがたい。

<港湾局 吉田緑地管理担当課長>

- ・ 今回の報告書ができれば、それに基づいて前向きに検討したい。
- ・ もし緑地の一部を開放するということになれば、HP や市広報等あらゆる手段を使って知らせたい。
- ・ ただ条例等の規則改正が伴うので、即できるというものでもない。手続き的なものがあるので了解願いたい。

<來田委員>

- ・ 例えば緑地の中で釣りができる場所があるとしたら、柵やトイレの計画を事前に教えていただき、釣り人が利用しやすい方法を配慮いただきたい。

<港湾局 吉田緑地管理担当課長>

- ・ お知らせはするが、だいたい今までと同じ形で転落防止柵や浮環、縄梯子といった設備は整えていきたいと考えている。

○ 検討会報告書（案）について

- ・ 委員長より検討会報告書（案）の説明を行い、各委員の意見を聴取した。

<野呂委員長>

- ・ 前回の検討会以降、私の方で報告書の原案を作成したので、この場で各委員の確認をとりたい。事務局より事前に配付しているので一通り目を通していただいている前提で進める。
- ・ 「はじめに」では、検討会設置における経過とどういう検討をして報告書をだすのかという前置きの事柄を述べている。
- ・ 「1 検討にあたっての基本的な考え方」では、具体的な検討に入るまでの基本的な視点として4点に分けて整理をした。

<來田委員>

- ・ 釣り人としては、やはり自分たちの自己責任、それを示すためのライフジャケットの着用、ごみの問題に違法駐車の問題、いわゆる順法精神からスタートしたい。
- ・ 費用負担の部分で、我々一市民であるので、できることできないことがある。その限度はまたいろいろ相談に乗ってもらいたい。

<野呂委員長>

- ・ 費用負担の問題は、この検討会での直接的な検討とは違うので具体的な結論はだせないが、ひとつの注意すべき点ではある。
- ・ またマナーの遵守や安全対策についても、來田委員をはじめとした釣り団体の方々の積極的な協力、姿勢というのは今回の検討の重要なポイントになった。
- ・ 「2 立入禁止区域の指定に関する考え方」では、総論と具体的な考え方の2つに分けて整理した。
- ・ 「3 その他」では、本検討会の直接的な検討事項ではないが、舞洲シーサイドプロムナードの魚釣り実験について述べている。
- ・ 「おわりに」は、最後にまとめをつけたものである。

<來田委員>

- ・ 「おわりに」の特に中段からの「港湾施設における釣りを巡る問題は、大阪港にとどまらない、全国共通の問題である。大阪港においては～」という部分は、我々釣り人側から見ると非常に歴史的に大きな出来事と受け止めている。国内の我々団体のみなさん、あるいは各地でいろんな問題解決にあたっているみなさんからの非常に高い評価もいただけるのではないかと。このように踏み切っていただき大変感謝している。
- ・ ただ個々の場所については、いろんな形でお願いすると思うが、この方向性というのは港湾と釣り人との関係を示すものとしてありがたく思っている。

<小谷委員>

- ・ 釣り人の死亡事故という不幸な出来事からスタートしたが、釣り団体の方、港湾管理者の方を交えて前向きに是々非々で議論し、結論をだしていったのは良かった。

<野呂委員長>

- ・ 最後の 11 頁に「本検討会の経過」をごく簡単に整理しているが、第 7 回検討会については今回なので、本検討会終了後記載する。
- ・ 目次にある付属資料については、正式の報告書には添付する。
- ・ 資料配付から今日まであまり時間がなかったこともあり、自宅で読み返して意見等あれば事務局へ連絡をお願いします。報告書の修正案の最終締切日については、後日、事務局から連絡をしていただく。報告書の修正がある場合は各委員に確認いただくので、承認を得た段階で報告書の完成とし、私の方から大阪市へ提出することとしたい。

○ 委員長あいさつ

<野呂委員長>

- ・ 港湾の利用というのは様々な利益、利害が発生するものであり、全ての人が満足するといった結論をだすのはなかなか難しいことだが、様々な立場の方からそれぞれの立場を尊重しながら率直な議論をしていただいた。もちろんこれが 100%完璧なものかどうかはわからないが、従来からすると、かなり大きな一歩を踏み出したと言える。行政と市民とが協力しながら、安全性を確保していくといった新しい方向がだせたという点で、各委員の方々、関係者の方々、管理者の方々に深くお礼を申しあげる。